相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字犬塚三〇四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　兒玉　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

茨城県水戸市南町一丁目三番二七号

相続財産管理人　安　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市剣崎町八〇二番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野沢　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

事務所群馬県高崎市飯塚町七三九番地二〇

相続財産管理人　司法書士　桜井　一士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区南田中五丁目二四番、最後の住所東京都練馬区南田中五丁目二四番一一号

被相続人　亡　塩原　重弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル八三九区中外合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区月島一丁目四番地、最後の住所東京都中央区月島一丁目二一番一二号

被相続人　亡　宮間　歌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

事務所東京都新宿区四谷二丁目一一番九号報友ビル三〇三号室東京クローバー法律事務所　相続財産管理人弁護士　野嶋　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市大字東田中二四六六番地、最後の住所愛知県名古屋市天白区元八事五丁目二六番地　被相続人　亡　舟橋　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

愛知県名古屋市中区錦三丁目二番一号信愛ビル六階

相続財産管理人　弁護士　今枝　孟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区日本橋一丁目一六番地、最後の住所大阪市中央区日本橋一丁目二二番四号　被相続人　亡　橋本ヤヨイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階　相続財産管理人　新宅　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府羽曳野市古市四丁目七〇九番地、最後の住所大阪府羽曳野市古市四丁目九番一号　被相続人　亡　梶山　喜八

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　中川　澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡花園村大字北寺九六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　前東　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

和歌山県橋本市橋谷七四〇番地

相続財産管理人　司法書士　和田　佳人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市十日市中一丁目二三二六番地一、最後の住所広島県三次市十日市中一丁目四番四五―三号　被相続人　亡　井上　賢悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

広島県三次市十日市南七丁目三番三〇号

相続財産管理人　司法書士　香川　恵美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区五日市一丁目九二五番地、最後の住所広島市佐伯区五日市一丁目二〇番七号　被相続人　亡　住江　夏枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

事務所広島市中区上八丁堀七―一　ハイオス広島五一三

相続財産管理人　弁護士　鈴木　泰輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区比治山本町一〇六五番地一、最後の住所広島県安芸郡府中町茂陰一丁目一〇番二一―三〇八号　被相続人　亡　青木　宣子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十六日

事務所広島市中区上幟町三―二〇　なか島ビル三階

相続財産管理人　弁護士　竹森　雅泰

第７期決算公告

平成26年1月16日

東京都中央区八重洲二丁目４番１号
常和八重洲ビル

株式会社Ｍ＆Ａサポート

代表取締役　平井　宏治

貸借対照表の要旨

（平成25年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,622
	合計	5,622
負純資産の債及び部	流動負債	6,221
	株主資本	△599
	資本金	23,500
	利益剰余金	△24,099
	その他利益剰余金	△24,099
	（うち当期純損失）	(2,442)
	合計	5,622

第８期決算公告

平成26年１月16日

東京都新宿区馬場下町１番地１

ホームネットカーズ株式会社

代表取締役　江﨑　眞一

貸借対照表の要旨（平成25年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	671
	固定資産	822
	合計	1,493
負純資産の債及び部	流動負債	533
	固定負債	470
	株主資本	490
	資本金	60
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	429
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	424
	（うち当期純利益）	(113)
	合計	1,493

第３期決算公告

平成26年１月16日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号

ジェイジェストリート株式会社

代表取締役　沖田　貴史

貸借対照表の要旨（平成25年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	67
	固定資産	5
	資産合計	73
負純資産の債及び部	流動負債	2
	株主資本	70
	資本金	100
	資本剰余金	55
	資本準備金	55
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	△84
	その他利益剰余金	△84
	（うち当期純損失）	(28)
	負債・純資産合計	73